

(案)

港湾環境整備負担金対象工事の指定に関する付属資料

令和4年12月

目 次

- 1 港湾環境整備負担金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 概要
 - (2) 仕組み
 - (3) 徴収手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 令和4年度港湾環境整備負担金（案）・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 負担対象工事の内訳表及び算定方法
 - (2) 負担対象工事別事業場面積一覧表
 - (3) 単価推移（参考）
- 3 令和4年度港湾環境整備負担金負担対象工事の例・・・・・・・・ 4
 - (1) 港湾環境整備施設の建設・改良の工事
 - (2) 港湾環境整備施設の維持の工事・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 港湾における漂流物の除去その他の清掃・・・・・・・・ 6

横浜港港湾管理者
横浜市

1 港湾環境整備負担金制度

(1) 概要

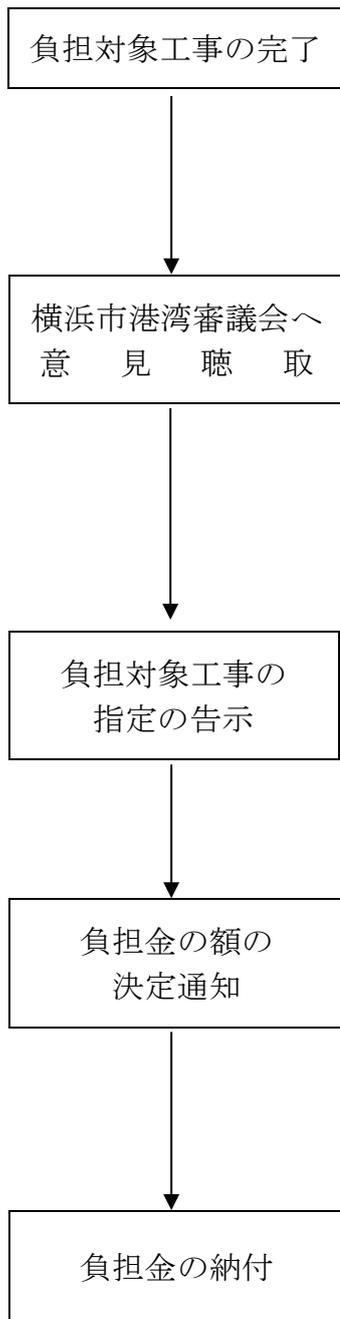
港湾管理者が、港湾の環境整備・保全を目的として実施する工事費用の一部について、臨港地区又は港湾区域内に立地する事業者（敷地面積1万平方メートル以上）に負担を求める制度です。（昭和48年7月港湾法一部改正により創設）

負担金徴収に関し必要な事項は、港湾法第43条の5第1項の規定に基づき、横浜市が定めた横浜市港湾環境整備負担金条例（以下、「条例」という。昭和55年3月制定）に規定しています。

(2) 仕組み

負担対象工事	負担区域	負担対象事業者	負担金の計算式
港湾環境整備施設の 建設・改良工事 《条例第4条第1項第1号》 ※建設・改良工事とは、港湾施設を新たに設置する工事及び既存の施設の機能を増進させる工事です。	臨港地区	①工事完了日に負担区域内において工場又は事業場敷地面積の合計が1万㎡以上の事業者 ②①の事業者のほか、工事完了後10年間に負担区域内において工場又は事業場の面積が1万㎡以上となった事業者	① 負担対象額 =負担対象工事に要した費用×負担の割合 各事業者の負担金 =負担対象額×各事業者の事業場面積 ÷事業者全ての事業場面積 （設置予定区域面積含む）
港湾環境整備施設の 維持工事 《条例第4条第1項第2号》 ※維持工事とは、港湾施設を良好な状態で一般公衆の利用に供するための修繕等です。	臨港地区	上記①と同じ	② 負担対象額 =負担対象工事に要した費用×負担の割合 各事業者の負担金 =負担対象額×各事業者の事業場面積 ÷事業者全ての事業場面積
港湾における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理のための工事、汚濁水の浄化のための工事及び漂流物の除去その他の清掃 《条例第4条第1項第5号》	臨港地区 及び 港湾区域	上記①と同じ	上記②の計算式と同じ

(3) 徴収手続き



○令和4年度指定の対象となるのは、令和4年3月31日までに完了した負担対象工事

○市長は条例第4条第1項の規定により負担対象工事を指定しようとするときは、条例第12条の規定に基づき、あらかじめ、横浜市港湾審議会の意見を聴かなければならない。

○条例第4条第2項の規定に基づき、負担対象工事の指定の告示を行う。

○負担対象事業者に対して、条例第7条第1項の規定に基づき、負担金の額の決定通知を行う。

○負担対象事業者は、条例第7条第2項の規定に基づき、指定する期日までに負担金を納付する。

2 令和4年度港湾環境整備負担金（案）

(1) 負担対象工事内訳表

工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所		工事に要した費用(円) (A)	工事費に対する負担の割合 (B)	負担対象額 (円) (C)	負担区域内の事業場総面積 (㎡) (D)	負担区域内の1万㎡以上の事業者の事業場面積 (㎡) (E)	負担金の算定基礎 (A)×(B)×(D)/(C)	負担額(円)
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	緑地の建設又は改良の工事	本牧ふ頭地区		29,106,000	1/8	3,638,250	27,012,252.18	18,307,771.93	$29,106,000 \times \frac{1}{8} \times \frac{18,307,771.93}{27,012,252.18}$	4,669,290
		内港地区	みなとみらい21 中央地区	52,019,000	1/16	3,251,187			$52,019,000 \times \frac{1}{16} \times \frac{18,307,771.93}{27,012,252.18}$	
		内港地区他								
港湾環境整備施設の維持の工事	緑地の維持の工事 (修繕工事、清掃、除草作業委託料、光熱水費)	大黒ふ頭地区		39,919,080	1/2	19,959,538	26,420,561.10	18,307,771.93	$39,919,080 \times \frac{1}{2} \times \frac{18,307,771.93}{26,420,561.10}$	22,758,904
		神奈川地区	出田町ふ頭緑地 瑞穂ふ頭緑地							
		山下ふ頭地区								
		新山下地区								
		本牧ふ頭地区								
		金沢地区	休憩緑地等							
		全域	臨港地区内緑地							
		鶴見地区	末広緑地等	27,365,911	1/8	3,420,736	$27,365,911 \times \frac{1}{8} \times \frac{18,307,771.93}{26,420,561.10}$			
		大黒ふ頭地区	大黒ふ頭先端緑地							
		本牧ふ頭地区	シンボルタワー緑地							
		磯子地区	杉田臨海緑地							
		全域	臨港地区内緑地	151,423,884	1/16	9,463,990	$151,423,884 \times \frac{1}{16} \times \frac{18,307,771.93}{26,420,561.10}$			
		内港地区	みなとみらい21 中央地区							
みなとみらい21 新港地区										
大さん橋地区										
金沢地区	金沢白帆緑地									
	八景島緑地									
港湾における漂流物の除去その他の清掃	海面清掃	港湾区域	全域	162,351,637	1/2	81,175,818	27,763,924.18	19,177,840.79	$162,351,637 \times \frac{1}{2} \times \frac{19,177,840.79}{27,763,924.18}$	56,071,854
合計※				462,185,512	-	120,909,519	合計※		83,500,048	

※端数処理の関係で小計・合計の下一桁が合わないことがあります

(2) 負担対象工事別事業場面積一覧表

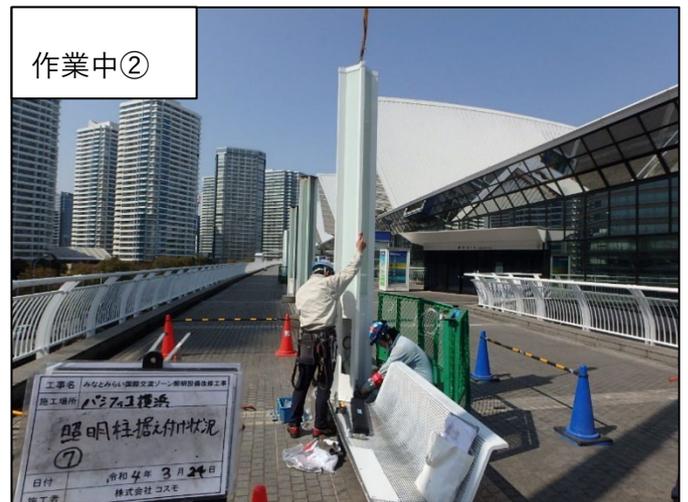
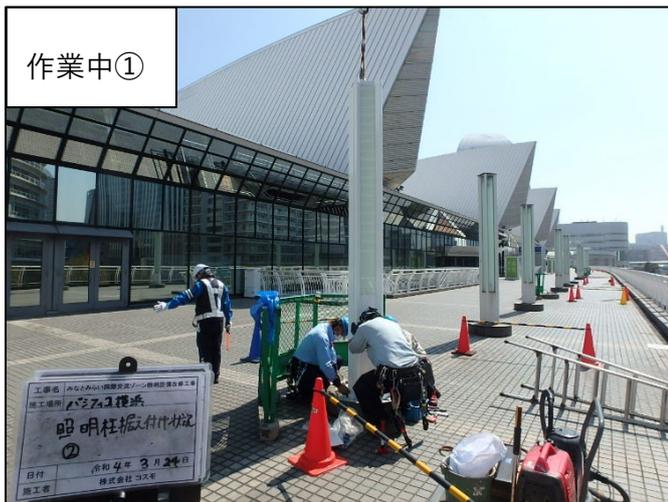
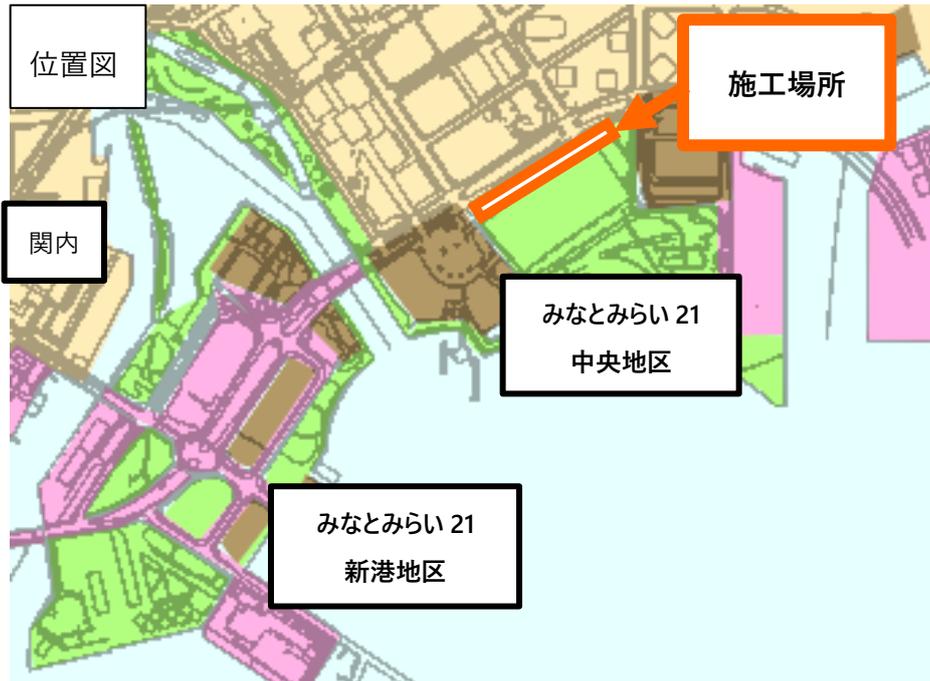
負担対象工事名	10,000㎡以上の事業者の事業場面積(分子)		
	臨港地区(㎡)	港湾区域(㎡)	合計(㎡)
緑地の建設工事	18,307,771.93	-	18,307,771.93
緑地の維持工事	18,307,771.93	-	18,307,771.93
海面清掃 放置船撤去	18,307,771.93	870,068.86	19,177,840.79
負担対象工事名	事業場総面積(分母)		
	臨港地区(㎡)	港湾区域(㎡)	合計(㎡)
緑地の建設工事	27,012,252.18 (設置予定区域含む)	-	27,012,252.18
緑地の維持工事	26,420,561.10	-	26,420,561.10
海面清掃 放置船撤去	26,420,561.10	1,343,363.08	27,763,924.18

(3) 単価推移

徴収年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
単価 (円/㎡)	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

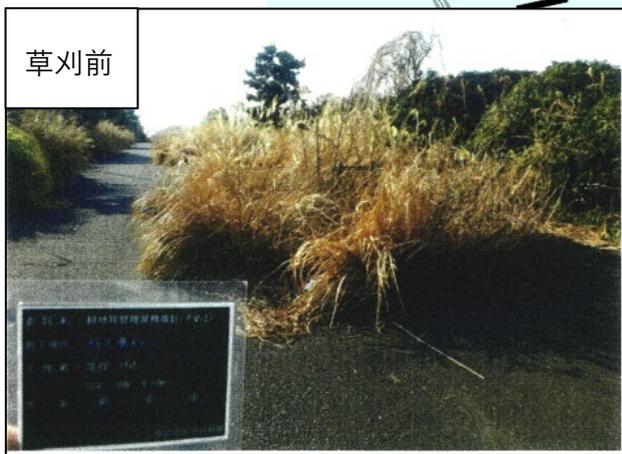
3 令和4年度港湾環境整備負担金対象工事の例

(1) 港湾環境整備施設の建設・改良の工事

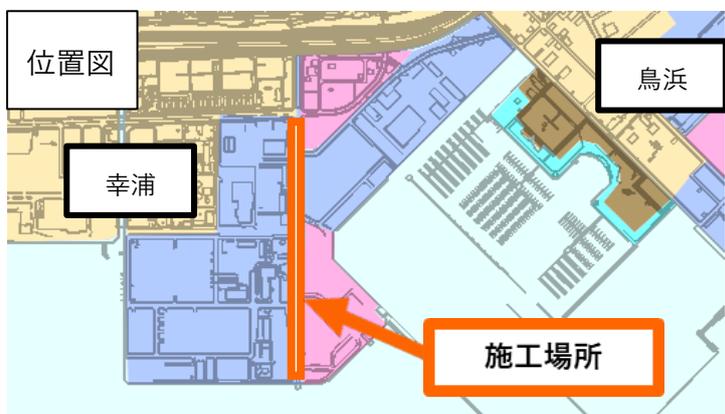


(2) 港湾環境整備施設の維持の工事

- ・末広水際線プロムナードの草刈



- ・金沢1号幹線道路緑地の草刈



(3) 港湾における漂流物の除去その他の清掃

